

横須賀市立公郷中学校「学校いじめ防止基本方針」

平成26年4月1日策定

令和5年4月1日改定

校内いじめ防止対策委員会

1 いじめ防止等に向けた基本姿勢

《いじめの定義》

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。本校では、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定めます。

また、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付け、いじめ防止のための取組の改善を図ります。

学校教育目標を次の4柱に定め、学校運営を進めていく。

- 1 確かな学力と社会に貢献できる力を育てる
- 2 豊かな心と健やかな体を育てる
- 3 主体的に生きる力を育てる
- 4 安全・安心で「つなぎ」を大切にした学校づくり

☆「いじめの防止対策、早期発見・早期対応」については、

「2豊かな心と健やかな体を育てる」から具体的目標の一つである「互いに認め合う豊かな心を育成する」ために学校教育活動全般の中で生徒のコミュニケーション能力を向上させ、いじめや暴力の無い人間関係づくりができるココロの育成を図っていく。

「4安全・安心で『つなぎ』を大切にした学校づくり」から具体的目標の一つである「安心して過ごせる楽校をつくる社会性の定着」のために、誰もが楽しいと感じられる学校となるための教育環境整備や生徒、保護者や地域から信頼される教職員であるために個々の教師力育成を図り、いじめを未然に防止したり、早期発見早期対応が全職員のチームワークの中で図れる組織体制づくりを図っていく。

2 いじめ防止等に取り組むための校内組織（支援グループ内に設置）

(1) 校内いじめ防止対策委員会（支援係会議を含む）

生徒の問題行動等に係る情報の共有、いじめ及び不登校の防止等に係る取組方針の企画立案などの打ち合わせを行います。いじめ事案発生時は緊急会議を開いて対応を協議します。原則として、隔週金曜日2校時に支援係会を開催します。

学校の教職員がいじめを発見したり、相談を受けたりした場合には、速やかに「学校いじめ防止委員会」に報告し、組織的に対応します。

〈活動内容〉

- ・いじめ防止や対応への検討・対応の具体的な手立ての決定と実施
- ・いじめ相談・通報対応（教育委員会・小学校・関係諸機関への相談と連携）
- ・不登校傾向への対応や学習支援の手立てを具体的に立案し学年・全校に促す。

校内いじめ防止対策委員会

支援係会

校長	養護教諭
教頭	スクールカウンセラー
支援教育コーディネーター	登校支援相談員
生徒指導担当	支援学級担当
各学年主任	公郷相談教室担当

*学校いじめ防止対策委員会・月例職員会議で報告するための内容確認を行う

*状況に応じて関係担当者を加えての拡大会議を行う。

(2) 学校いじめ防止対策委員会（兼学校運営協議会）

いじめの防止等を実効的に行うため、次の構成員により「学校いじめ防止対策委員会（兼 学校運営協議会）」を開催します。外部関係機関を含めた構成員が集まり、いじめ防止等の取組の検討、検証を行います。原則として、年3回開催します。

〈活動内容〉・いじめ防止対策や具体的な対応策の実施計画の概要説明

- ・現状報告を行い次への予防・対応策の検討と実施
- ・いじめ相談件数、認知件数や通報対応についての報告（教育委員会・小学校・関係諸機関への相談と連携）

学校いじめ防止対策委員会（兼 学校運営協議会）（年3回定期的開催または緊急時開催）

校長	生徒指導担当
教頭	支援教育コーディネーター
養護教諭	スクールカウンセラー
各学年主任	登校支援相談員
学校運営協議会委員（PTA会長を含む）	

〈年間指導計画〉

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、いじめの早期発見の取組、早期対応の取組、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間指導計画を別に定めます。

3 いじめの未然防止

- 全校集会の場で、校長がいじめ防止について注意喚起を行う。
 - いじめの相談がしやすい環境をつくり早期発見・早期対応を目指す。
 - いじめについての共通理解と学校体制の確立・生徒との信頼関係の確立・人権尊重と豊かな人間性の育成・わかりやすい授業づくり・生徒の自己有用感や自己肯定感の育成・保護者や地域に開かれた学校づくりをすすめる。
- ア いじめの特質等について、校内研修や職員会議を活用し、平素から教職員全員の共通理解を図ります。
- イ 職員が生徒を一人の人間として尊重し、日頃から生徒の心に寄り添うことを心がけます。
(生徒会事務局主体で教職員と一体でいじめ防止に取り組む)
- ウ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養います。
- エ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めます。
- オ 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、自己有用感が高められるよう努めます。
- カ いじめは、学校や家庭だけの問題ではなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要があることから、日頃から家庭や地域との共通理解を図るため、開かれた学校づくりに努めます。

4 いじめの早期発見

○いじめの兆候を見逃さないこと・教育相談を通じた把握・アンケート調査による把握・家庭との協力関係の構築に取り組む。

ア いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやけんか、ふざけあいを使って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。そこで、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努めます。

①休み時間や放課後の雑談の中での生徒の様子把握

②個人ノート、個人面談、家庭訪問等による把握

イ 生徒・保護者、教職員がいつでもいじめに関して相談できるよう、相談窓口を周知するための工夫をするとともに教育相談週間の設定を行い実態把握に努めます。

①相談窓口の周知

公郷中学校 教育相談室：046-852-3144

横須賀市教育委員会 こどもの悩み相談ホットライン：046-822-6522

神奈川県立総合教育センターいじめ110番：0466-81-8111

②保健室だよりの発行

③教育相談週間 I、 6月下旬 ～ 7月中旬

II、 12月上旬 ～ 12月中旬

④スクールカウンセラーの活用（相談申し込みの箱に個人で入れる形）

ウ 定期的な学校生活アンケート調査を実施し、生徒の状況を客観的に把握するように努めます。アンケートについては、安心していじめを訴えられるような工夫をします。学校生活アンケート実施：年3回（6月、11月、2月）・適時実施

5 いじめへの対処

早期解決の基本的な考え方・いじめの「発見、通報」を受けたときの対応・いじめられた生徒又はその保護者への支援・いじめた生徒への指導又はその保護者への助言・いじめが起きた集団への働きかけ・インターネット上のいじめ対応など

ア 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。そして、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たります。

イ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為をやめさせます。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持ちます。

- ウ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- エ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。(学校警察連携制度の活用など)
- カ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育むようにします。
- キ インターネット上のいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもネット上のいじめへの理解を求めていきます。また、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者とともに直ちに削除する措置をとります。(県警少年保護相談センターや生活安全課と連携します)
- ク 特に配慮が必要な生徒にかかるいじめについては、当該生徒の特性を踏まえ、日常的かつ継続的な支援を行います。
- ケ 具体的な対応については、横須賀市教育委員会「いじめ問題の理解と対応」冊子に則って行います。

6 重大事態への対応

重大事態が起こった際の学校の対応を示す(重大事態の判断・調査報告についてなど)

《重大事態の定義》

「重大事態」とは、法第28条第1項第1号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第2号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

重大事態が発生した場合は、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、次の対応を行います。

- ア 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告します。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実確認その他の必要な情報を適切に提供します。

7 その他学校としての留意事項

ア 組織的な指導体制をつくります。

①いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立します。

②いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとります。また、小学校とも連携をして同様の情報を共有できるようにします。

③必要に応じて、心理や福祉の専門家・弁護士・医師・教員・警察など外部専門家等と連携できる体制を常につくります。

イ 校内研修の充実を図ります。

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行います。

ウ 生徒と向き合うために校務の効率化を図ります。

教職員が生徒と向き合い、生徒理解を深め、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化したり、時間の確保ができる教育課程の編成をしたり工夫に努めます。

エ 学校評価を活用します。

学校評価において、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、いじめに対する学校の具体的な取組状況や達成状況を評価していただき、その結果からも迅速な改善を行っていきます。